

7. 羽島市社会福祉協議会の取り組み

羽島市社会福祉協議会 ☎ 391-0631

事業名	内 容	対 象 者	備 考
福祉機器貸出事業 	福祉用具の貸出 <貸出機器> ・車いす	羽島市在住の方で、車いすの利用が必要な方 <対象外> 病院、福祉施設等へ入院、入所している方	無 料 月1回・1週間 (7泊8日) 以内
福祉車両貸出事業 	車いすのまま同乗できる軽自動車の貸出 ①医療機関への通院治療および入退院 ②福祉施設の入退所 ③公共機関への用務 ④公共機関・福祉団体が主催する行事への参加	羽島市在住で、在宅で生活をしており、車いすを利用しないと外出が困難な方で左記の①～④のいずれかに該当する方 ＊運転者は運転免許取得後1年以上経過した同居の家族。ただし、同居の家族で運転できる人がいない場合に限り、利用者の父母、子、兄弟姉妹(義理の父母等含む)	<利用日> 月～金曜日 8:30～17:15 <利用できない日> 土・日・祝日および12月29日～1月3日までの期間 利用については申請および事前予約が必要 ＊予約は一人につき1回毎の申し込み
ふれあい訪問活動事業 	社会的孤立のおそれがある人の孤立予防を目的に地域のボランティアが手土産を持って訪問する活動	「65歳以上のひとり暮らし」「世帯全員が75歳以上の高齢者のみ世帯」等で社会的孤立のおそれがある方のうち、各支部社協が選択	各支部社協が、実施地域に在住の方を対象に行う
ふれあいサロン事業	茶話会、レクリエーション等を通しての交流	実施地域に在住の、65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯等で家に閉じこもりがちな方	各地域サロン 実施状況 (P19～21参照)



7. 羽島市社会福祉協議会の取り組み

羽島市社会福祉協議会 ☎ 391-0631

事業名	内 容	対 象 者	備 考
※ 日常生活自立支援事業	日常生活の範囲内で福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理の支援を行う	福祉サービスの利用を必要とする方で、判断能力が不十分な方、かつ契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方	福祉サービスの利用援助 ・ 日常的な金銭管理サービス 1,200円／1時間 ・ 書類預かりサービス 500円／月
※ 生活福祉資金貸付事業 	世帯の状況と必要に合わせた資金や費用等の貸付の支援	羽島市在住の下記の世帯 ・ 低所得世帯 ・ 障がい者世帯 ・ 高齢者世帯	必要な資金を他の制度から借り受けることができる世帯は除きます <u>*貸付の審査があります</u> ※相談必須

※ 実施主体は、岐阜県社会福祉協議会です。

